

衛生部中外合弁・協力医療機関審査権限調整に関わる通知

(衛医改発(2011)第7号)

各省、自治区、直轄市の衛生部門、新疆生産建設兵団衛生局：

「国务院弁公庁の国家發展改革委員会衛生部などの社会資本による医療機構設立の更なる奨励・誘導に関する意見の転送通知」(国弁発(2010)58号)の要求に照らし、「行政許可法」および「医療機関管理条例」などの関連規定に基づき中外合弁・協力医療機関審査権限について調整を行うことを決定した。関連事項の通知は以下通り：

1. 中外合弁・協力医療機関の設立は医療機関のある地区の市級衛生行政部門による初回審査を経て、省級衛生行政部門に審査申請するものとする。
2. 設立人が中外合弁・協力医療機関を設立する場合、営利性の医療機関を設立しても、非営利性の医療機関を設立してもよい。
3. 衛生部と商務部が既に設立を認可した合弁・協力医療機関が設立人(協力当事者)、法定代表者、所在地、投資総額、規模(ベッド数、歯科椅子数)、診療科、合資・協力期間または建設準備期間を変更する場合医療機関のある地区の市級衛生行政部門が初回審査をした後、省級衛生行政部門に審査申請をするものとする。
4. 中外合弁・協力医療機関の設立、変更および終止などは省級衛生行政部門が許可した後、申請人は関連法律、法規に照らし、相応の商務主管部門に申請しなければならない。
5. 中外合弁・協力医療機関設立の申請に提出すべき資料及び衛生行政部門の審査要求は「中外合弁・協力医療機関管理暫定規定」(衛生部、対外経済貿易部令第11号)の関連規定に基づくものとする。
6. 本通知は発行日を施行日とする。これより前に衛生部が受理した中外合弁・協力医療機関の設立項目も衛生部が審査する。

各地方において中外合弁・協力医療機関審査業務で問題が発生した場合は、直ちに国家衛生部医政司にフィードバックしなければならない。

2011年1月25日